

令和8年2月23日

滋賀観光バス株式会社行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい職場環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

5. 計画期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年間

6. 内 容

目 標 1

育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度およびそれらの法令に基づき制定した社内規定について、周知徹底を図る。

<対策>

- 令和8年5月～ 管理職を対象とした意識改革のための周知徹底・啓発の実施。
- 令和8年5月～ 社内掲示・資料配布を活用した周知徹底・実施。

目 標 2

育児休業の取得率を男性 50%、女性 100%とする。

<対策>

- 令和8年5月～ 所属長から該当者に対し、休暇取得の奨励を行う。
- 令和8年5月～ 社内掲示・資料配布を活用した周知徹底・実施。
- 令和8年5月～ 相談窓口を設置し、社員に周知徹底する。

目 標 3

年次有給休暇の取得の促進

<対策>

- 令和8年5月～ 取得しやすい職場環境作りの推進

目 標 4

フルタイム社員の月平均残業時間を40時間以内とする。

<対策>

- 令和9年7月～ 所属部署への説明。働き方の改革。